

I 県土整備部の基本方針と 重点事業

1 県土整備部の基本方針と重点事業

【県土づくりの役割イメージ】

近年、本県を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化、激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震による災害リスクの高まり、社会資本の老朽化など大きく変化してきており、社会資本整備の分野においても多くの行政課題が顕在化している状況にあります。

これらの課題に着実に対応し、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」や「県土づくりプラン 2021」など中長期的展望に即した政策等を実現するため、選択と集中等により、これまで以上に効率的かつ効果的に事業執行に努めていきます。

とちぎ未来創造プランで掲げる

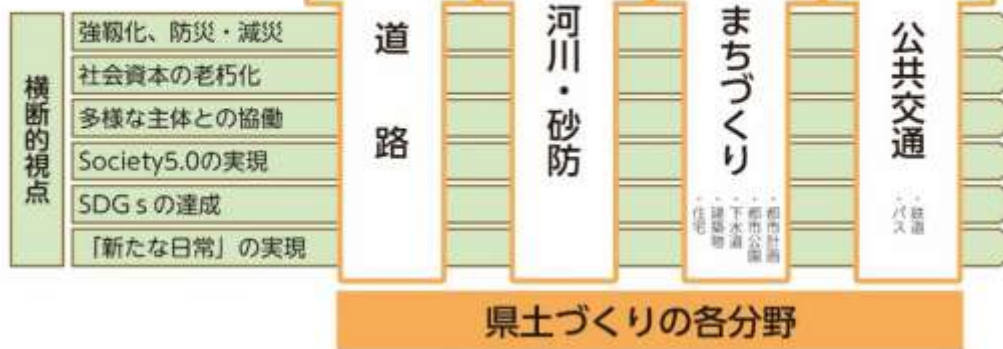
めざすとちぎの将来像

人が育ち、地域が活きる

未来に誇れる元気な“とちぎ”

- 【人材育成戦略】 ◇次代を担う人がたくましく育ち、あらゆる場で活躍する「とちぎ」
- 【産業成長戦略】 ◇魅力ある多彩な産業が活力にあふれ、豊かさに満ちる「とちぎ」
- 【健康長寿・共生戦略】 ◇いつまでも健康で、誰もがいきいきと暮らせる「とちぎ」
- 【安全・安心戦略】 ◇強くしなやかで、安全・安心を実感できる「とちぎ」
- 【地域・環境戦略】 ◇誇れる地域・豊かな自然を未来につなぐ「とちぎ」

県土づくりプラン2021



県土づくりプラン2021で位置づけた重点施策

1 道路 重点施策(1) 成長を支える広域道路ネットワークの充実・強化

施策内容 国内外との広域的な交流・連携を促進するとともに、災害時における安定的な輸送を確保するため、本県産業の持続的な成長を支える広域道路ネットワークの充実・強化を推進します。

主な取組

- 人やモノの流れを支える広域道路ネットワークの充実・強化
 - ・高規格道路の整備(国道 408 号/宇都宮高根沢 BP、真岡南 BP 等)
 - ・スマートICの整備支援((仮称)下野スマートIC) 等
- 都市間の交流・連携を支える幹線道路ネットワークの充実・強化
 - ・国道 293 号鹿沼市楡木 BP II 期 等

1 道路 重点施策(2) 誰もが安全で安心して利用できる道づくり

施策内容 子どもたちをはじめ、県民を交通事故から守り、安全で安心な日常生活を確保するため、関係者と連携した交通安全対策に取り組むなど、誰もが安全で安心して利用できる道づくりを推進します。

主な取組

- 通学路など子どもたちの移動経路における歩道整備の推進
 - ・歩道整備(県道黒田市塙真岡線/市貝町 等)
 - ・歩道整備(県道栃木佐野線/栃木市 等)
- 学校・警察等との連携による通学路等の合同点検の着実な実施、安全対策の推進
- 事故危険箇所における安全対策の推進
 - ・歩道整備(県道佐野古河線/佐野市 等)
- 誰もが安全に通行できる自転車走行空間の整備の推進
 - ・自転車道の整備(県道宇都宮今市線/宇都宮市 等)

1 道路 重点施策(3) 快適で円滑な移動を支える道づくり

施策内容 観光誘客の促進や地域の活性化を図るため、観光地へのアクセスや周遊を支える道路や日常生活に欠かせない身近な道路における渋滞対策に取り組むなど、快適で円滑な移動を支える道づくりを推進します。

主な取組

- 観光地へのアクセス道路の整備や渋滞対策の推進
 - ・アクセス道路の整備(国道 120 号/日光市 等)
 - ・渋滞対策(県道那須高原線/那須町 等)
- 主要渋滞箇所における渋滞対策の推進
 - ・バイパス道路の整備(県道境間々田線/小山市、野木町 等)

1 道路 重点施策(4) 未来を見据えた持続可能な道路管理

施策内容 道路利用者の安全・安心を守るとともに、必要な機能を次世代へと継承するため、道路の防災・減災対策を行うとともに、新技術の活用等による維持管理の高度化・効率化を図り、未来を見据えた持続可能な道路管理を推進します。

主な取組

(防災・減災対策)

- 斜面崩落等を防止する道路の防災対策の推進
 - ・道路の防災対策(国道 121 号/日光市 等)
- 緊急輸送道路の通行確保に向けた予防伐採の推進
 - ・予防伐採(国道 119 号/日光市 等)

(維持管理の高度化・効率化)

- トンネル照明の LED 化など道路設備の省エネルギー化の推進
- 広域的な活動拠点としての道の駅の有効活用
- 新技術を活用した高度で効率的な道路管理の推進
- 公共土木施設等の計画的な点検と効果的な修繕等による長寿命化対策の推進
- ドローン等の新技術を活用した効率的な維持管理の推進

1 道路 重点施策(5) 地域資源を活かしたサイクルツーリズム

施策内容 「自転車先進県とちぎ」の魅力をさらに高め、本県の優れた立地条件・地勢・地域資源を活かした観光誘客や地域の活性化を図るため、自転車を活用した観光地域づくり「サイクルツーリズム」を推進します。

主な取組

- サイクリストの期待に応える安全で快適な走行環境の整備(案内看板、路面表示 等)

2 河川・砂防 重点施策(1) 令和元年東日本台風による被災箇所早期復旧と再度災害の防止

施策内容 豪雨災害が頻発・激甚化する中、県民の安全・安心を早期に確保するため、令和元年東日本台風による被災箇所早期復旧に加え、ハード・ソフト一体となった治水対策・土砂災害対策を行うなど、再度災害の防止に向けた取組を推進します。

主な取組

(ハード対策)

- 治水機能の向上に向けた改良復旧事業の推進 事業中(秋山川、永野川、巴波川、田川、荒川) 完了(思川、黒川)
- 堤防強化や堆積土除去等による防災・減災対策の推進

(ソフト対策)

- 洪水浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の追加等によるハザードマップ整備支援
- 地域防災力の向上に向けた各種防災訓練の実施
- 水害や土砂災害の危険度をわかりやすく伝えるリアルタイム情報の充実
- 災害発生に備えた資機材等の適切な配備・運用
- 公共土木施設の復旧体制に関する国・市町・民間団体との情報共有の強化

2 河川・砂防 重点施策(2) あらゆる関係者との協働による流域治水対策

施策内容 頻発・激甚化する豪雨災害から県民の「命」や「財産」はもとより、日々の「暮らし」や「生業」を守るため、施設管理者による社会資本の計画的な整備に加え、流域全体のあらゆる関係者との協働による流域治水対策を推進します。

主な取組

- 洪水による被害を防ぐ河川整備の推進(一級河川巴波川/栃木市 等)
- 土砂災害による被害を防ぐ砂防施設の整備推進(上郭内/茂木町 等)
- 国・県・市町・企業・住民などが一体となって取り組む流域治水対策の推進
- ダムの洪水調節容量の確保に向けた事前放流の的確な実施

3 まちづくり 重点施策(1) 「とちぎのスマート+コンパクトシティ」の実現

施策内容 持続可能でにぎわいのある誰もが暮らしやすいまちをつくるため、地域の特性に応じた都市機能を有する拠点づくりを進めるとともに、地域資源を活用した魅力やにぎわいを創出するなど、「とちぎのスマート+コンパクトシティ」の実現に向けた取組を推進します。

主な取組

(拠点づくり)

- 都市機能の集積や街なかへの居住の誘導の促進
- 空き家の利活用や除却の促進による良好な都市環境の確保・創出
- 道路のバリアフリー化による誰もが使いやすい道路空間の創出(東武 下今市駅前 等)
- 生活排水処理施設の整備による生活環境の改善
- 災害リスクを踏まえた防災まちづくりの促進

(魅力・にぎわい)

- 公開空地や道路・河川などの公共空間の活用による魅力の創出(県道小山停車場線/小山市 等)
- 歴史的な街並みの保全や無電柱化等による魅力的で個性ある景観の形成(国道 119 号/日光市東町地区 等)
- インフラカードを活用した観光促進
- SNS を活用したとちぎの魅力ある景観に関する情報の発信
- 生態系や親水性、景観などに配慮した多自然川づくりの推進

3 まちづくり 重点施策(2) 誰もが安心して快適に暮らせる住まいの確保

施策内容 多様化する居住ニーズにもきめ細やかに対応し、県民一人ひとりが真に豊かさを実感できる住生活を実現するため、誰もが安心して快適に暮らせる住まいの確保に向けた取組を推進します。

主な取組

- 子育て世帯や高齢者などにやさしい県営住宅のバリアフリー化の推進
- 高齢者などの多様化するニーズに対応した住まいの確保・居住支援の推進
- 倒壊による被害防止・軽減に向けた住宅・建築物の耐震化等の推進

3 まちづくり 重点施策(3) 快適で魅力にあふれる都市公園づくり

施策内容 多様化する県民ニーズに応えるとともに、地域の魅力や資源を生かした地域の活性化を図るため、快適で魅力にあふれる都市公園づくりを推進します。

主な取組

- Park-PFIなどの民間活力による都市公園の魅力向上
- 樹種転換によるみかも山公園の活性化の推進
- 都市公園を中心としたエリアの地域振興の促進

4 公共交通 重点施策(1) 地域の実情に応じた公共交通サービスの確保・充実

施策内容 地域活力の維持や産業・観光における交流・連携の促進に向けて、すべての人にとって安全・安心・快適な移動手段を確保するため、地域の実情に応じた公共交通サービスの確保・充実を推進します。

主な取組

- 地域における持続可能な公共交通の確保に対する支援
- 広域的な公共交通ネットワークの充実・強化（民間路線バスの運行支援、第三セクター鉄道の運行・施設整備支援 等）
- 交通系 IC カード、MaaS 等の ICT を活用した公共交通の利便性向上の促進
- 無人自動運転技術の導入による効率的な公共交通の運行の促進
- 鉄道駅をはじめとする公共交通のバリアフリー化の促進
- 公共交通の利用意識の醸成

横断的施策1 県土強靱化、防災・減災対策

施策内容 県民の生命・財産を守り、社会活動の重要な機能を維持するため、社会資本の整備や維持管理のハード対策に加え、災害リスクの高い土地の利用規制などのソフト対策を一体的に行い、強くしなやかな県土づくりに向けた県土強靱化、防災・減災対策の加速化・深化を推進します。

主な取組

（ハード対策）

- 災害時における安定的な輸送を支える広域道路ネットワークの充実・強化（県道矢板那須線/矢板市 等）
- 災害時における交通やライフラインの確保に向けた無電柱化の推進（国道 352 号/壬生町 等）
- 緊急輸送道路の通行確保に向けた予防伐採の推進
- 広域的な活動拠点としての都市公園や道の駅等の有効活用
- 洪水による被害を防ぐ河川整備の推進（一級河川田川/宇都宮市 等）
- 土砂災害による被害を防ぐ砂防施設の整備推進

（ソフト対策）

- 洪水浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の追加等によるハザードマップ整備支援
- 水害や土砂災害の危険度をわかりやすく伝えるリアルタイム情報の充実
- 国・県・市町・企業・住民などが一体となって取り組む流域治水対策の推進
- ダムの洪水調節容量の確保に向けた事前放流の的確な実施
- 災害リスクを踏まえた防災まちづくりの促進

横断的施策2 社会資本の長寿命化対策

施策内容 急激に増加する老朽化した社会資本の安全性が将来にわたって確保できるよう、計画的な点検と効果的な修繕等に取り組むとともに、新技術を活用して維持管理の高度化・効率化を図るなど、社会資本の長寿命化対策を推進します。

主な取組

- 公共土木施設等の計画的な点検と効果的な修繕等による長寿命化対策の推進
- ドローン等の新技術を活用した効率的な維持管理の推進

横断的施策3 協働による県土づくり

施策内容 多様な主体が積極的に県土づくりに参画し、活力ある社会を築いていくため、県民に開かれた県土づくりに取り組むとともに、地域における多様な主体との連携・協働、地域の守り手となる建設業の担い手確保・育成など、協働による県土づくりを推進していきます。

主な取組

(県民に開かれた県土づくり)

- 県民にわかりやすい公共事業に関する情報発信の推進
- 公共事業の透明性確保に向けた事業評価の実施(多様や主体との連携・協働)
- 環境美化に向けた住民参加のボランティアサポートプログラムの推進(建設業の担い手の確保・育成)
- 工事発注の平準化、週休2日や余裕期間の設定による働き方改革の推進
- 建設業に携わる女性職員の働きやすい環境を整備するための「とちけん小町」活動
- 高校生や子どもたちへの建設事業のPR活動や、インターンシップ支援による担い手確保
- 若年者の就業意識向上を図るための実践的な講座の実施
- 若手・中堅就業者の定着を図るための外部研修受講への支援

横断的施策4 未来技術を活用した新しい県土づくり

施策内容 Society5.0の実現に向けて、「とちぎインフラDX構想」に基づきインフラ分野におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進するとともに、地域課題の解決に向けた未来技術の実用化等を積極的に支援するなど、未来技術を活用した新しい県土づくりを推進します。

主な取組

(デジタル・トランスフォーメーションの推進)

- ICT 建機施工による建設現場の生産性向上
- 3次元データの活用による測量、設計、施工管理の省力化
- 新技術を活用した高度で効率的な道路管理の推進
- ドローン等の新技術を活用した効率的な維持管理の推進
- ウェアラブルカメラ等を活用した現場情報のリアルタイム共有(地域課題の解決に向けた未来技術の実用化)
- 交通系ICカード、MaaS等のICTを活用した公共交通の利便性向上の促進
- ビッグデータを活用した交通渋滞や交通安全対策の推進
- 無人自動運転技術の導入による効率的な公共交通の運行の促進

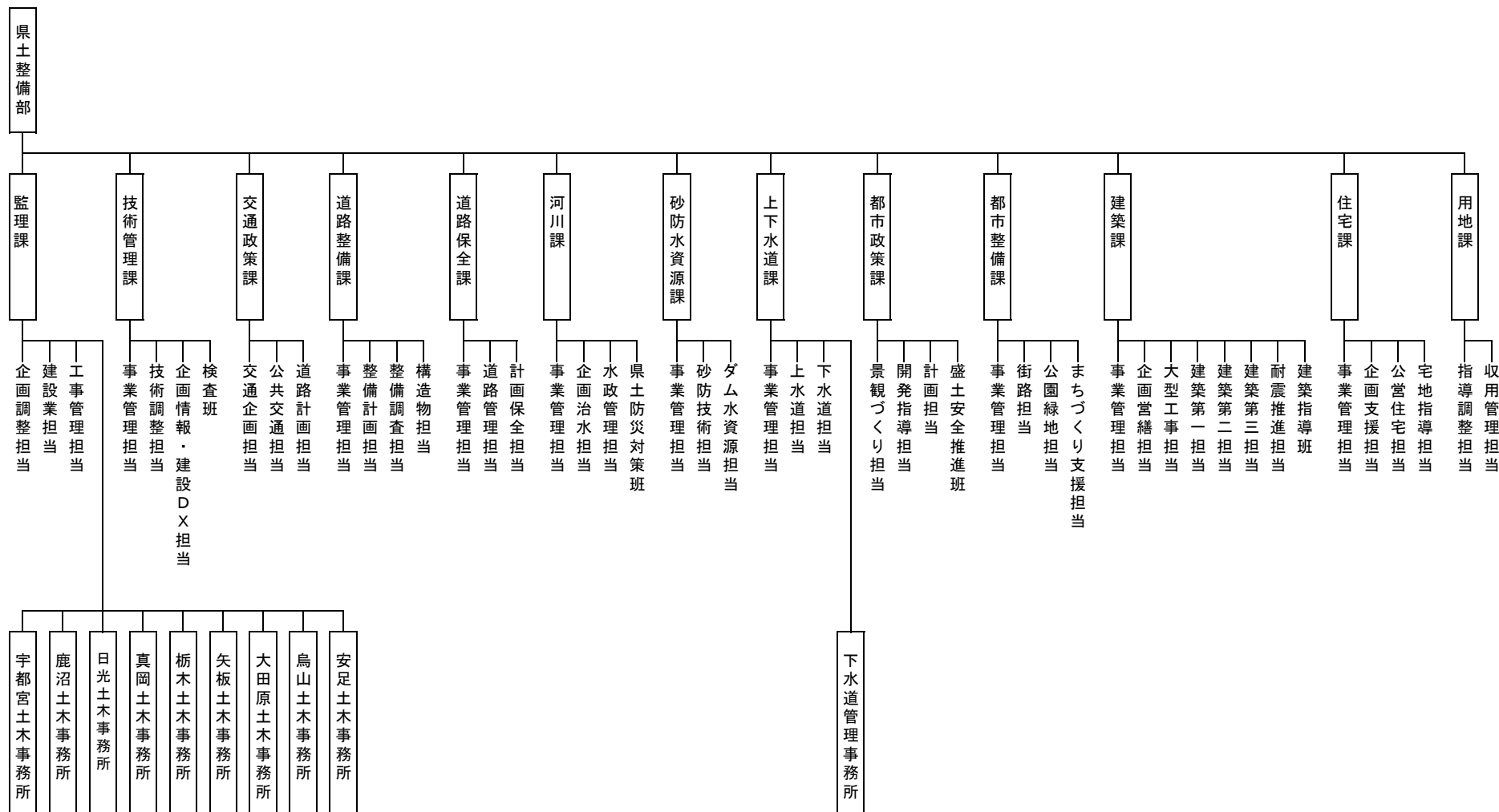
横断的施策5 プランの推進とSDGs

本プランの重点施策に掲げる各種取組を推進することは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にもつながります。

県民をはじめ、市町、関係団体、企業、NPOなど地域社会を構成する多様な主体とSDGsの理念・目標を共有するとともに、連携・協働しながら、SDGsの各ゴールの達成に向けた取組を積極的に推進していきます。

Ⅱ 県土整備部行政組織

1 県土整備部の組織 (令和6(2024)年4月1日現在)



2 職員数一覧

(令和6(2024)年4月1日現在)

所属名	事務職員	技術職員	現業職員	合計
監理課	24	8		32
技術管理課	5	30		35
交通政策課	9	12		21
道路整備課	4	16		20
道路保全課	6	11		17
河川課	7	15		22
砂防水資源課	6	11		17
上下水道課	6	12		18
都市政策課	14	15		29
都市整備課	5	15		20
建築課	4	51		55
住宅課	12	11		23
用地課	12			12
本庁計	114	207		321

所属名	事務職員	技術職員	現業職員	合計
宇都宮土木事務所	35	53	6	94
鹿沼土木事務所	17	26	3	46
日光土木事務所	19	39	7	65
真岡土木事務所	21	32	3	56
栃木土木事務所	29	49	6	84
矢板土木事務所	16	33	3	52
大田原土木事務所	25	44	6	75
烏山土木事務所	14	23	3	40
安足土木事務所	28	40	6	74
下水道管理事務所	4	15		19
出先機関計	208	354	43	605
中計	322	561	43	926
派遣計	1	9		10
合計	323	570	43	936

- ※監理課には県土整備部長1名、事務次長1名、技術次長2名を含む。
- ※派遣計は、とちぎ建設技術センター、道路公社、住宅供給公社への派遣者数。
- ※能登半島地震に係る中長期派遣者は、各所属を含む。

Ⅲ 分 掌 事 務

1 各課の分掌事務

課室名	分掌事務
監理課	1 県土整備行政の総合企画及び総合調整に関すること。 2 土木事業に関する入札契約に関すること。 3 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に関すること。 4 建設業法の施行に関すること。 5 測量法の施行に関すること。 6 浄化槽法の施行に関すること（浄化槽工事業の登録に関するものに限る。）。 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（解体工事業者の登録に関するものに限る。）。 8 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（建設業者に関する規定に限る。）。 9 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行に関すること。 10 建設統計に関すること。 11 部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章に関すること。 12 土木事務所に関すること。
技術管理課	1 土木工事及び建築工事の検査及び指導に関すること。 2 治山、林道整備事業等に係る工事、農業土木の工事及び企業局事業の工事の検査及び指導に関すること。 3 土木工事の設計積算（歩掛、単価、システム）に関すること。 4 設計の基準化に関すること。 5 工事用材料の試験に関すること。 6 技術専門研修に関すること（他課の所掌するものを除く。）。 7 公益財団法人とちぎ建設技術センターに関すること。 8 建設副産物対策に関すること。 9 公共事業コスト削減対策に関すること。 10 公共事業の評価に関すること。 11 県土整備部建設工事等技術審査会に関すること。 12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（他課の所掌するものを除く。）。 13 土木行政総合情報化の推進に関すること（CALIS/EC含む。）。 14 公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に関すること。 15 デジタル技術を活用したインフラマネジメントに関すること。

課室名	分掌事務
交通政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通政策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。 2 公共交通ネットワークの整備及び推進に関すること。 3 鉄道網の整備（駅の新設に係るものを除く。）及び維持に関すること。 4 LRT事業に関すること。 5 バス路線網の整備及び維持に関すること。 6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（公共交通に関する規定に限る。）の施行に関すること。 7 運輸事業の振興の助成に関する法律の施行に関すること。 8 栃木ヘリポートに関すること。 9 道路整備の総合企画、総合調整及び推進に関すること。 10 道路整備特別措置法の施行に関すること。 11 道路運送法（自動車道、自動車道事業及び自家用有償旅客運送に関する規定に限る。）の施行に関すること。 12 地方道路公社法の施行に関すること。 13 高速自動車国道に関すること。 14 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。 15 自転車活用推進法（第8条第1号から第3号までに掲げる事務に限る。）の施行に関すること。
道路整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路法（道路の新設及び改築に関する規定に限る。）の施行に関すること。 2 社会資本整備重点計画法（道路の新設及び改築に関する規定に限る。）の施行に関すること（都市整備課の所掌するものを除く。）。 3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路の新設及び改築に関する規定に限る。）の施行に関すること。 4 踏切道改良促進法の施行に関すること。 5 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（歩道等の整備に関する規定に限る。）の施行に関すること。 6 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（建設に関する規定に限る。）の施行に関すること。 7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（道路に関する規定に限る。）の施行に関すること。 8 市町村が行う道路事業に関すること（災害復旧及び維持修繕に関する技術指導を除く。）。 9 その他道路及び橋りょうの整備に関すること。

課 室 名	分 掌 事 務
道 路 保 全 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路法（道路の新設及び改築に関する規定を除く。）の施行に関する事。 2 社会資本整備重点計画法（道路の維持及び修繕に関する規定に限る。）の施行に関する事。 3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路の新設及び改築に関する規定を除く。）の施行に関する事。 4 道路の修繕に関する法律の施行に関する事。 5 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の施行に関する事。 6 軌道法の施行に関する事。 7 鉄道事業法の施行に関する事。 8 道路運送法（自動車道及び自動車道事業に関する規定を除く。）の施行に関する事。 9 車両制限令の施行に関する事。 10 道路愛護に関する事。 11 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（道路標識及び照明等の整備に関する規定に限る。）の施行に関する事。 12 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（建設に関する規定を除く。）の施行に関する事。 13 とちぎ明治の森記念館に関する事。 14 市町村が行う道路事業に関する事（災害復旧及び維持修繕に関する技術指導に限る。）。 15 その他道路及び橋りょうの保全に関する事。
河 川 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川法（ダムに関するものを除く。）の施行に関する事。 2 流域治水の推進に関する事。 3 社会資本整備重点計画法（河川に関する規定に限る。）の施行に関する事。 4 公有水面埋立法の施行に関する事。 5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関する事。 6 水防法の施行に関する事。 7 水害予防組合法の施行に関する事。 8 砂利採取法（河川に関する規定に限る。）の施行に関する事。 9 防災行政無線（水防用として設置したものに限る。）の管理運営に関する事。 10 河川愛護に関する事。 11 部内の防災・危機管理に関する連絡調整に関する事。 12 その他河川に関する事。

課室名	分掌事務
砂防水資源課	1 砂防法の施行に関する事。 2 地すべり等防止法の施行に関する事。 3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事。 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事。 5 河川法（ダムに関するものに限る。）の施行に関する事。 6 国等の多目的ダムに係る水源地域対策に関する事。 7 水源地域対策特別措置法の施行に関する事。 8 水力発電施設周辺地域対策に関する事。 9 社会資本整備重点計画法（砂防、地すべり、急傾斜地、河川（ダム）に関する規定に限る。）の施行に関する事。 10 国等が行う多目的ダムに関する事。 11 その他砂防水資源に関する事。
上下水道課	1 水道法の施行に関する事。（環境保全課の所掌するものを除く。） 2 県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の施行に関する事。 3 栃木県小規模水道条例の施行に関する事。 4 都市計画法（下水道事業の認可に関する規定に限る。）の施行に関する事。 5 下水道法の施行に関する事。 6 社会資本整備重点計画法（水道、下水道に関する規定に限る。）の施行に関する事。 7 栃木県下水道管理事務所に関する事。 8 その他水道、下水道に関する事。

課室名	分掌事務
都市政策課	<p>1 都市計画法（街路事業、公園事業及び下水道事業の認可に関する規定を除く。）の施行に関する事。</p> <p>2 土地区画整理法の施行に関する事。</p> <p>3 都市再開発法（建築課の所掌するものを除く。）の施行に関する事。</p> <p>4 流通業務市街地の整備に関する法律の施行に関する事。</p> <p>5 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に関する事。</p> <p>6 都市計画区域及びその他の区域の開発行為等の制限に関する事。</p> <p>7 駐車場法の施行に関する事。</p> <p>8 屋外広告物法の施行に関する事。</p> <p>9 公有地の拡大の推進に関する法律（土地開発公社に関する規定を除く。）の施行に関する事。</p> <p>10 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の施行に関する事。</p> <p>11 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地認定事務に関する事。</p> <p>12 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関する事。</p> <p>13 景観法の施行に関する事。</p> <p>14 栃木県景観条例の施行に関する事。</p> <p>15 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（路外駐車場に関する規定に限る。）の施行に関する事。</p> <p>16 都市再生特別措置法（都市再生整備計画関連事業に係るものを除く。）の施行に関する事。</p> <p>17 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事（規制区域の指定、許可等に関する事務に限る。）。</p> <p>18 その他都市計画に関する事。</p>
都市整備課	<p>1 都市計画法（街路事業及び公園事業の認可に関する規定に限る。）の施行に関する事。</p> <p>2 都市公園法の施行に関する事。</p> <p>3 社会資本整備重点計画法（都市計画事業として行う道路の新設及び改築並びに都市公園に関する規定に限る。）の施行に関する事。</p> <p>4 道路法（都市計画事業として行う道路の新設及び改築に関する規定に限る。）の施行に関する事。</p> <p>5 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（都市計画事業として行う道路の新設及び改築に関する規定に限る。）の施行に関する事。</p> <p>6 都市緑地法の施行に関する事。</p> <p>7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（都市公園に関する規定に限る。）の施行に関する事。</p> <p>8 都市災害復旧事業の施行に関する事（都市政策課の所掌するものを除く。）。</p> <p>9 その他街路、公園に関する事。</p> <p>10 公益財団法人栃木県民公園福祉協会に関する事。</p> <p>11 都市再生特別措置法（都市再生整備計画関連事業に係るものに限る。）の施行に関する事。</p>

課室名	分掌事務
建 築 課	<p>1 建築基準法の施行に関する事。</p> <p>2 建築士法の施行に関する事。</p> <p>3 栃木県建築基準条例の施行に関する事。</p> <p>4 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関する事（公共的施設に係る建築物の届出等に関するものに限る。）。。</p> <p>5 建築動態統計調査に関する事。</p> <p>6 県有建築物の工事施工に関する事。</p> <p>7 特に命じられた建築物の工事施工に関する事。</p> <p>8 都市再開発法の施行に関する事（都市計画施設の整備を伴うものを除く。）。。</p> <p>9 租税特別措置法の規定による譲渡所得の課税の繰延べに係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務に関する事。</p> <p>10 浄化槽法の施行に関する事（特定行政庁の事務に限る。）。。</p> <p>11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（建築物及び建築設備に関する規定に限る。）の施行に関する事。</p> <p>12 栃木県都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限に関する条例の施行に関する事。</p> <p>13 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行に関する事。</p> <p>15 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事（低炭素建築物の認定に関する事に限る。）。。</p> <p>16 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事（特定行政庁の事務に限る。）。。</p> <p>17 震災建築物応急危険度判定制度の施行に関する事。</p> <p>18 被災宅地危険度判定制度の施行に関する事。</p> <p>19 危険住宅の移転に係る事業に関する事。</p> <p>20 建築物の安全性に係る指導に関する事。</p> <p>21 ひとにやさしいまちづくりに係る事業に関する事。</p> <p>22 住宅市街地整備に係る事業に関する事。</p> <p>23 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（特定建設資材の分別解体等に関するものに限る。）。。</p> <p>24 県有建築物の保全・長寿命化に関する事。</p> <p>25 県有建築物の定期点検に関する事。</p> <p>26 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事（特定行政庁の事務に限る。）。。</p> <p>27 その他建築に関する事。</p>

課室名	分掌事務
住宅課	<p>1 住生活基本法の施行に関する事。</p> <p>2 公営住宅法の施行に関する事。</p> <p>3 栃木県県営住宅条例の施行に関する事。</p> <p>4 住宅地区改良法の施行に関する事。</p> <p>5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事（特定行政庁の事務を除く。）。</p> <p>6 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>7 地方住宅供給公社法の施行に関する事。</p> <p>8 新住宅市街地開発法の施行に関する事。</p> <p>9 宅地建物取引業法の施行に関する事。</p> <p>10 積立式宅地建物販売業法の施行に関する事。</p> <p>11 不動産特定共同事業法の施行に関する事。</p> <p>12 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事（監理課の所掌するものを除く。）。</p> <p>13 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定による届出及び監督事務に関する事（宅地建物取引業に関するものに限る。）。</p> <p>14 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>15 優良田園住宅の建設の促進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>16 住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に関する事。</p> <p>17 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重課制度等に係る優良住宅認定事務に関する事。</p> <p>18 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法の施行に関する事。</p> <p>19 独立行政法人住宅金融支援機構の受託事務に関する事。</p> <p>20 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>21 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事（特定行政庁の事務を除く。）。</p> <p>22 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事。</p> <p>23 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の施行に関する事。</p> <p>24 栃木県住宅建設資金の融資に関する事。</p> <p>25 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の施行に関する事。</p> <p>26 住環境整備事業に関する事。</p> <p>27 その他住宅に関する事。</p>
用地課	<p>1 土地収用法の施行に関する事。</p> <p>2 収用委員会の事務に関する事。</p> <p>3 国土交通省所管国有財産に関する事。</p> <p>4 廃道敷及び廃川敷に関する事。</p> <p>5 土木事業に係る公共用地の取得及び補償に関する事。</p> <p>6 土地開発基金（公共事業用地取得に係るものに限る。）に関する事。</p> <p>7 土木関係公共用地の登記に関する事。</p> <p>8 公共用地の取得に関する特別措置法の施行に関する事。</p> <p>9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定による裁定事務に関する事。</p> <p>10 補助事業に係る市町村の用地事務の指導に関する事。</p>

2 県土整備部出先機関の概要

事務所名	組 織	管轄市町村	面 積	人 口	道路延長	河川延長
宇 都 宮 土 木 事 務 所	管理部（総務課） 企画調査部（企画調査課） 用地部（用地第一課、用地第二課） 整備部（整備第一課、整備第二課、整備第三課） 保全部（保全第一課、保全第二課、保全管理課） 公園管理部（公園管理課） 建築指導担当	1市1町 宇都宮市 上三川町	k m ² 471	人 543,749	km 363	km 193
鹿 沼 土 木 事 務 所	管理部（総務課） 企画調査部（企画調査課） 用地部 整備部（整備第一課、整備第二課） 保全部	1市 鹿沼市	491	91,423	277	206
日 光 土 木 事 務 所	管理部（総務課） 企画調査部（企画調査課） 用地部（用地課） 整備部（整備第一課、整備第二課） 保全部（保全第一課、保全第二課、保全管理課）	1市 日光市	1,450	73,656	505	417
真 岡 土 木 事 務 所	管理部（総務課） 企画調査部（企画調査課） 用地部（用地第一課、用地第二課） 整備部（整備第一課、整備第二課） 保全部 建築指導担当	1市4町 真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	564	134,980	422	193
栃 木 土 木 事 務 所	管理部（総務課） 企画調査部（企画調査課） 用地部（用地第一課、用地第二課） 整備部（整備第一課、整備第二課） 改良復旧部（改良復旧課） 保全部（保全第一課、保全第二課、保全管理課） 建築指導担当	3市2町 栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町	669	439,558	492	203

事務所名	組 織	管轄市町村	面 積	人 口	道路延長	河川延長
矢板 土木事務所	管理部（総務課） 企画調査部（企画調査課） 用地部 整備部 保全部 ダム管理部	2市2町 矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町	k m ² 543	人 112,036	km 285	km 284
大田原 土木事務所	管理部（総務課） 企画調査部（企画調査課） 用地部（用地第一課、用地第二課） 整備部（整備第一課、整備第二課） 保全部（保全第一課、保全第二課、保全管理課） 建築指導担当	2市1町 大田原市 那須塩原市 那須町	1,319	207,551	648	602
烏山 土木事務所	管理部（総務課） 企画調査部（企画調査課） 用地部 整備部 保全部	1市1町 那須烏山市 那珂川町	367	37,247	218	186
安足 土木事務所	管理部（総務課） 企画調査部（企画調査課） 用地部（用地第一課、用地第二課） 整備部（整備第一課、整備第二課） 保全第一部 保全第二部（安蘇庁舎内に配置）	2市 足利市 佐野市	534	252,319	321	228
下水道 管理事務所	総務課、工務管理課、維持管理課					
計			6,408	1,892,519	3,531	2,474

* 面積は、R5.10.1 現在（国土地理院発表「全国都道府県市区町村別面積調」）

* 人口は、R6.1.1 現在（統計課発表「毎月人口推計」速報値）

* 道路延長は、R5.4.1 現在の県管理延長（道路延長に自転車道は含まない。）

なお、各土木事務所の延長の合計と延長計は端数処理の関係で一致しない。

* 河川延長は、R5.4.1 現在の県管理延長

なお、各土木事務所の合計と、最下部「計」は、左右岸の管理の違い等のため一致しない。

3 県土整備部出先機関一覧



名称	所在地	郵便番号	電話番号	
			市外局番	番号
宇都宮土木事務所	宇都宮市竹林町 1030-2	321-0974	028	626-3123
鹿沼土木事務所	鹿沼市今宮町 1664-1	322-0068	0289	65-3211
日光土木事務所	日光市萩垣面 2390-7	321-1414	0288	53-1211
真岡土木事務所	真岡市荒町 116-1	321-4305	0285	83-8301
栃木土木事務所	栃木市神田町 6-6	328-8504	0282	23-3433
矢板土木事務所	矢板市鹿島町 20-11	329-2163	0287	44-2185
大田原土木事務所	大田原市本町 2-2828-4	324-8765	0287	23-6611
烏山土木事務所	那須烏山市中央 1-6-92	321-0621	0287	83-1321
安足土木事務所	足利市伊勢町 4-19	326-8555	0284	41-2331
下水道管理事務所	河内郡上三川町多功 1159	329-0524	0285	53-5694